

## 令和6年度山形県戸沢村「地域おこし協力隊」募集要項

### 野生動物との共存する暮らしを創る～里山の守り人～獣害対策サポーター募集

本村は、毎年ツキノワグマやニホンザルなどによる農作物被害に悩まされており、また、これらの脅威から守っていただいている、猟友会の高齢化による担い手不足も深刻化しております。

鳥獣被害は、農業者の生産意欲の低下をはじめ、家庭菜園を楽しむ高齢者の生きがいまで奪ってしまい、地域全体の活力が失われてしまう恐れがあります。

地域一体となった被害防止対策に取り組むと同時に、狩猟への関心を高めながら有害鳥獣対策の強化を図り、安心して農業生産や暮らしの営みが続けられる環境づくり、被害防護対策体制の構築を目指しています。

この度募集する「獣害対策サポーター」は、効果的な獣害対策の検討・研究をはじめ、実際に有害鳥獣の出没現場に入り、猟友会や関係機関と連携した活動を行っていただきながら、電気柵などの普及活動や環境整備、ハンター確保等に資する活動を展開していただきます。

#### 1. 戸沢村の概要

戸沢村は人口約4,000人、山形県の北部・最上地方に位置し、村のほぼ中央を日本三大急流の一つ「最上川」が東西に流れる、四季の香りと舟唄がこだまする村です。

自然豊かな土地で収穫された米や山菜をはじめ、近年ではパプリカが特産品となっています。

村の中央を流れる「最上川」と周辺の「最上峡」は昔から景勝地として知られ、四季折々の景色が堪能できる「最上川舟下り」には、国内外から年間約9万人が訪れ、村の一大観光地となっています。

戸沢村の情報はこちらをご覧ください。

■戸沢村ホームページ

■戸沢村観光物産協会ホームページ

■戸沢村移住定住サイト「とざわ暮らし」ホームページ

■山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」戸沢村紹介ページ

#### 2. 募集人数

1名

#### 3. 活動内容

戸沢村地域おこし協力隊設置要綱の地域協力活動のうち、鳥獣被害対策に関し次に掲げる活動を行うものとします。ただし、活動の方向性等については戸沢村と隊員が協議の上、決定します。

##### (1) 有害鳥獣の駆除・捕獲等に関する活動

- ・罠設置、見回り、捕獲、撤去など
- ・捕獲・被害防止技術の習得

- (2) 有害鳥獣による被害防護に関する活動
  - ・野生鳥獣による被害の状況聴取及び出没調査等の獣害被害データの分析
  - ・村民からの鳥獣被害対策相談、被害対策指導
  - ・森林環境整備・緩衝帯の整備等出没箇所の環境改善業務
- (3) 有害鳥獣の捕獲後の処分方法等の研究に関する活動
  - ・ジビエの活用等の研究
- (4) 有害鳥獣対策体制構築に向けた活動
  - ・村鳥獣被害対策実施隊等との連携
- (5) 鳥獣被害対策及び森林整備に係る活動で、特に村長が必要と認めたもの
- (6) その他、目的達成に資する活動
  - ・まちづくり活動や地域コミュニティ活動への参加
  - ・地域おこし協力隊合同の月例ミーティングや国県の地域おこし協力隊研修会参加
  - ・活動の計画書や報告書の提出、村季刊誌等による情報発信 など

#### 4. 求める人材について

- (1) 求められるスキル・経験
  - ①普通自動車免許を有し、実際に運転ができる。(または採用までに免許取得が見込める。)
- (2) 歓迎するスキル・経験
  - ①第一種猟銃免許及び霰銃免許を保有している。
  - ②散弾銃を所持し、銃猟及び霰銃による狩猟実施経験がある。
  - ③鳥獣害対策の基礎的知識を有している。
- (3) 求めている人材について
  - ①地域住民とともに積極的に活動できる人
  - ②地元猟友会に加入し、地域住民や地元猟友会と積極的にコミュニケーションを図ることができる人

#### 5. 活動場所について

勤務地：戸沢村役場（山形県最上郡戸沢村大字古口270）

活動地域：村内全域

#### 6. 募集対象

- ・3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域等条件不利地域を除く）から戸沢村へ住民票を異動し、1年以上3年までの間で活動することができる方
- ・心身ともに健康で、住民と協力して活動できる方
- ・普通自動車運転免許を有する方

※地域要件について

3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の区域の全部

都市地域：条件不利地域以外の地域

条件不利地域：次のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。(1) 過疎地域の持続

的発展の支援に関する特別措置法、(2)山村振興法、(3)離島振興法、(4)半島振興法、  
(5)奄美群島振興開発特別措置法、(6)小笠原諸島振興開発特別措置法、(7)沖縄振興特  
別措置法

現在お住まいの地域がどれにあてはまるかわからない場合は、担当までお問い合わせくだ  
さい。

## 7. 勤務時間等

### ・勤務時間

8時30分～17時00分(うち休憩1時間)を想定。

活動の実態に応じて始業及び終業時間をご調整ください。

### ・休日

週休2日制。土日祝日にイベントの開催等がある場合、勤務日になります。

年次有給休暇10日間～(年間)、その他夏季休暇3日間

※国や村の制度改正等による変更有。

## 8. 勤務条件等

### ・雇用形態 戸沢村会計年度任用職員として、村長が委嘱します。

1年毎に契約を更新します(双方協議の上、着任から最長3年)

### ・勤務場所 戸沢村役場

### ・給与・賃金等 月額200,000円(社会保険料の本人負担分が差し引かれます。)

期末/勤勉手当有・副業可(ただし任期終了後の起業やキャリア形成に活かせると判断で  
きるものに限る)

## 9. 待遇・福利厚生

### ・社会保険等(厚生年金・健康保険・雇用保険)に加入いただきます。

### ・活動期間中の住居は、村が準備し、家賃は村が負担します。

### ・活動のための本部(事務所)を設けて、活動に使用する車両(軽ワゴン車等)、パソコンに ついては、村が貸与します。

### ・活動のため車のガソリン代を助成します。(20,000円/月以内実費)

### ・休暇については、戸沢村会計年度任用職員勤務時間、休暇に関する規則によります。

### ・引越しに必要な経費については、各自の負担となります。

※住宅の光熱水費、電化製品等は個人負担。

上記の条件等は、令和6年度予算の成立状況により変更になる可能性があります。

## 10. 活動期間等

令和6年4月以降から令和7年3月31日まで 活動開始日は協議の上決定します。

※地域おこし協力隊の活動は最長3年間。村の職員(会計年度任用職員)として年度ごとの  
任用。村職員としてふさわしくない行為等があった場合は、期間途中であっても任用を取り  
消します。

## 11. 受付期間及び応募手続

本要項ホームページ掲載日より採用人数が募集人員の定員に達するまでの期間次の申込書類を下記の申込先へ提出してください。

#### 申込書類

- 戸沢村地域おこし協力隊応募申込書(様式第1号)
- 履歴書(任意様式)
- 現住所の住民基本台帳の写し(3ヶ月以内のもの) ※地域要件確認のため
- 普通自動車運転免許証の写し(表面・裏面)

#### 12. 選考

- ・ 一次審査(書類)
- ・ 二次審査(面接)

面接後、結果を郵送で通知します。書類の提出や面接に要する費用は申込者負担です。

#### 13. 採用の決定

選考結果により内定し、令和6年度予算が成立後に採用決定となります。

#### 14. 申込み・お問い合わせ先

〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口270  
戸沢村役場 まちづくり課 企画調整係  
TEL 0233-72-2152 内線(225)  
E-mail [kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp](mailto:kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp)